



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社今仙電機製作所
代 表 者 代表取締役 櫻井 孝充
 社長執行役員
(コード番号:7266 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 グローバル経営事業本部 井上 達嗣
 執行役員
T E L 0 5 6 8 - 6 7 - 1 2 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の当社第85期定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月22日(予定)

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対してに交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第 15 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 16 条～第 19 条 (条文番号を繰り下げ、条文は現行のとおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 ①定款第 15 条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の規定の新設および定款第 19 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定の削除は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 19 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>